

宜野湾市産後ケア事業の実施について（お願い）

日頃より、本市の母子保健事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、里帰り等の理由により本市と契約をしていない施設で産後ケアを利用された場合、指定の方法に限りその利用料の一部を償還払いの形で助成しています。

本市に住所がある方が貴施設の産後ケア事業を利用された場合、次のようにお取り扱い、ご対応いただきますようお願いいたします。

1. 償還払対象となる条件

- ・里帰り先市町村等との委託契約が結ばれていること。
- ・事故等の緊急時に備え、損害保険等に加入していること。
- ・産後ケア利用時に対応が必要となる下記の書類等の作成や記載が可能なこと。

2. 利用時の流れ（2枚目の図参考）

- (1) 利用希望者と貴施設の両方へ、宜野湾市こども家庭課産後ケア担当よりご連絡し調整いたします。当日提出が必要な書類や対応方法について事前にご説明します。
- (2) 利用日当日は、利用者が宜野湾市産後ケア事業利用結果通知書と母子健康手帳を持参します。産後ケア事業利用結果通知書は母子の氏名や連絡先を確認の上受け取りください。
母子健康手帳は、「産後ケアの記録」のページに利用日や利用施設等を記載ください。
- (3) 貴施設にて宜野湾市ホームページから「宜野湾市産後ケア事業実施報告書」をダウンロードし、利用者の利用時状況やケアの内容を記載ください。
- (4) 産後ケア利用終了後、利用者より利用料金を全額請求してください。また、以下の2点を利用者へお渡しください。
 - ① (2)にて受け取った利用回数分の「産後ケア事業利用結果通知書」と(3)にてダウンロードし、「貴施設にて記載した産後ケア事業実施報告書」を同封した封筒。
 - ② 利用料金が記載された領収書。
 - ・領収書に「産後ケア利用料」または、但し書きで「産後ケア利用料として」と表記をお願いします。

3. 領収書記載時の注意点

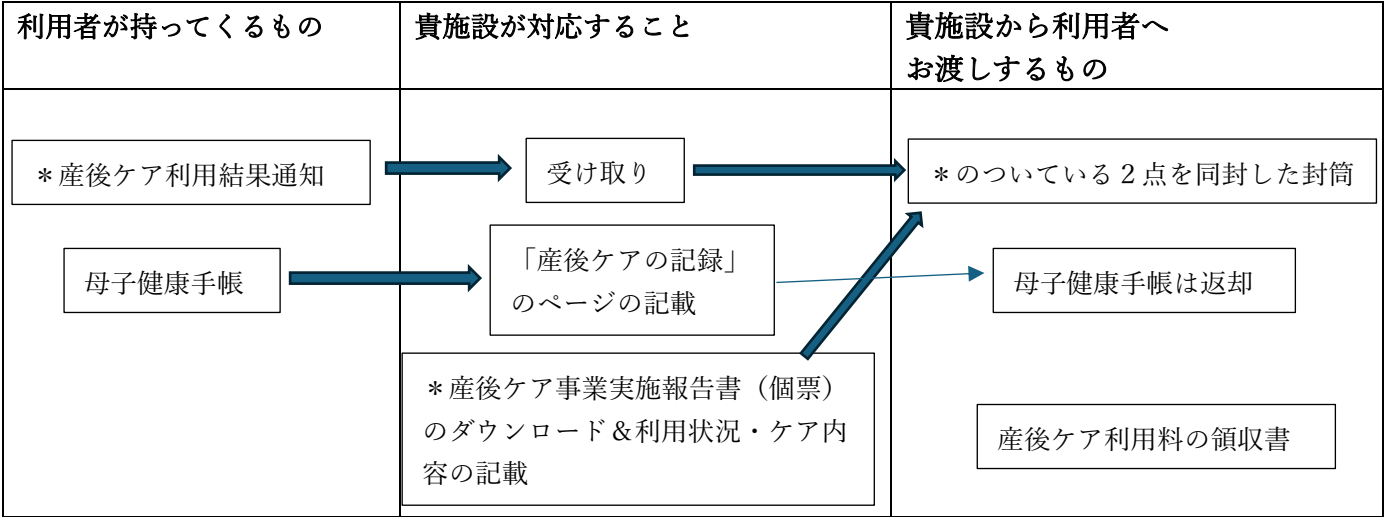
- ・オプションとして受けたサービスがある場合、その費用が分かるよう、内訳の記載をお願いします。

- ・宜野湾市では、宿泊では3食、通所6時間では1食の食事が産後ケアの利用料金として含まれています。
- ・エステティック目的のマッサージや事業者が独自に実施するサービスは利用料として含みません。

4. その他確認事項

- ・産後ケア事業の利用料が市の助成額を超える場合、本人負担となります。
- ・利用時の様子から継続した支援が必要と判断される場合は、利用者同意のうえ、下記までご連絡ください。
- ・万が一利用者に事故やケガが発生した場合は、速やかに下記の連絡先に連絡のうえ対応してください。なお、急を要する場合は消防等への連絡を優先してください。

◎利用の流れや受け取り、お渡しが必要なものを図にしております。参考にしてください。



（連絡先）
 宜野湾市こども部こども家庭課すこやか親子係
 〒901-2710
 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
 電話：098-893-4121（係直通）
 ：098-893-4411（代表）